

宮崎学園短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、宮崎学園短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学省決定、平成26年2月18日改正）に基づき必要な事項を定め、適正な運用・管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、国、国が所管する独立行政法人、地方公共団体から配分される公募型の補助金、財団等からの助成金、学外から委託された受託研究に係る研究費及び寄付金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他本学の公的研究費を使用する全ての者をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の執行に当たっては、本規程及び本学の定める経理規程（旅費規程等を含む）、また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された事項（以下「補助条件等」という。）を遵守しなければならない。

第2章 責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費の適正な運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長若しくは学長が指名する部長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の適切な運営・管理を行う者としてコンプライ

アンス推進副責任者を置き、各学科長及び総務課長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進委員会を設置する。委員は、部科長会の構成員とする。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの特明確化・統一化)

第7条 公的研究費に係る予算の執行については、本規程及び本学の定める経理規程並びに法令等に基づき取り扱うものとする。

2 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談を受ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。相談窓口の担当は、総務課長とする。

(職務権限の特明確化)

第8条 公的研究費の執行に関して、研究者等と事務職員の権限と責任を明確にし、実効性のある決裁手続きを定める。

(関係者の意識向上)

第9条 公的研究費は、個人への研究費の性格を有するものであるが、国民の税金で賄われていることを研究者等及び事務処理担当者に周知する。

2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書（様式1）の提出を求める。

3 前項誓約書（様式1）の提出がない場合は、公的研究費への申請及び運営・管理に関与できない。

4 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対する行動規範を策定する。

第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定)

第10条 事務処理担当者は、予算の執行に際し、適正に諸手続きがなされているかを確認し、不正を発生させる要因の早期発見に努める。

2 不正使用の防止計画を推進するために、不正防止計画推進委員会を設置する。委員は、最高管理責任者、統括管理責任者コンプライアンス推進責任者、総務課職員とする。

3 不正防止計画推進委員会は、公的研究費不正使用の防止計画を策定する。

(不正防止計画の実施)

第11条 不正防止計画推進委員会は、策定された公的研究費不正使用の防止計画に基づき、業務の推進・管理を行う。

第5章 公的研究費の適正な運営・管理活動

(予算執行状況の確認)

第12条 コンプライアンス推進責任者は、研究計画に基づいた予算の執行がなされているか状況を把握

し、円滑な研究推進がなされているか確認を行う。

2 コンプライアンス推進責任者は、予算執行が当初の計画に比較して著しく遅れている場合は、繰越制度の活用等の改善策を研究者等に遅滞なく示さなければならない。

（取引業者との癒着防止）

第13条 発注又は契約する際は、取引業者へ誓約書（様式2）の提出を義務付け、本学園経理規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

（検収業務等）

第14条 物品の買入れ契約に伴う検収業務については、本学園経理規程等の定めにより行うこととし、検収業務を研究者等に委任する場合においても、事務処理担当者による納品事実の確認を受けなければならない。

2 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成・機器の保守・点検など）に関する検収については、完成図書の提出により行う。動作確認等、各担当者を含め、複数で検収を行う。

（出張の確認）

第15条 研究遂行上必要となる出張については、本学旅費規程等の定めによる手続きにより行うものとする。

（不正な取引を行った業者の処分）

第16条 不正に関与した業者については、誓約書に基づき、取引停止等の措置を講ずる。

第6章 情報の伝達を確保する体制の確立

（告発の受付窓口）

第17条 公的研究費の不正使用又は不正使用の疑い（以下「不正使用等」という。）を発見した場合は、著名を原則とし、面談、電話、ファクシミリ、書面、電子メール等により不正状況を告発する窓口（以下「告発窓口」という。）を設置する。

2 前項に定める受付窓口担当者は、コンプライアンス推進責任者とする。

（不正に関する報告）

第18条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用等の通報を受けた場合、直ちに最高管理責任者に内容の報告をしなければならない。

2 最高管理責任者は、報告内容の検証を行うために、不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。調査委員会の委員は、部科長会の構成員及び第三者（弁護士、公認会計士等）とする。

3 前項の定めによる調査の結果、不正使用が認められた者については、本学園の就業規則に則り懲戒処分、氏名の公表を行う。

（ルール等の理解度の確認）

第19条 コンプライアンス推進委員会は、公的研究費の取扱いに係る自己評価アンケート等を実施し、その結果を基に、研究者等及び事務処理担当者のコンプライアンス教育を行わなければならない。

第7章 モニタリングの在り方

(監査制度)

第20条 公的研究費の執行について、不正発生の要因究明及び不正防止のため、事務局長、総務課長、教務課長による内部監査を行うものとする。

2 内部監査の結果を踏まえ、法人監事による監事監査（以下「法人監査」という。）を行い、不正の防止に努める。

3 法人監査の結果を踏まえ、公認会計士による監事監査を行い、公的研究費の適正な運営・管理に努める。

第8章 その他

(細則等への委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行い、理事長に報告する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。